



# 熊本県公報

号外 第61号  
令和3年(2021年)  
12月3日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

○熊本県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則・・・ (薬務衛生課) 1

## 規 則

熊本県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第37号

熊本県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則  
熊本県麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和38年熊本県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(入院費の徴収額)」に改め、同条中「の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定しない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。)」を「について第58条の8第1項の規定により入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下この条及び別表において「所得割」という。)の額」に改め、同条に次の1項を加える。  
2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限り、以下この号において「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第1号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限り、以下この号において「特定扶養親族」という。)がある場合は、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
  - (2) 措置入院者又は扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。)の区域内に住所を有する者である場合は、これら者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 第5条の見出し中「認定」を「入院費の徴収」に改め、同条中「次の各号に掲げる場合には」を「前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における入院費の徴収については」に、「に」による「に」を加え、同条第1号中「当該」を削り、「に」による「保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付」を加え、「費用徴収を行わない」を「入院費の徴収を行わない」に改め、同条第2号中「措置入院」を「法第58条の8第1項の規定による入院措置」に、「終了する場合には、」を「終了した場合の」に改め、「算定した額」の次に「(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を加える。
- 別表中「措置入院者等の所得税額の合算額」を「所得割の額の合算額(年額)」に、「費用徴収額」を「徴収額(月額)」に改め、同表150万円以下の項中「150万円」を「564,000円」に改め、同表150万円超の項中「150万円」を「564,000円」に、「2万円」を「20,000円」に、「その額」を「その額。」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の熊本県麻薬中毒者措置入院費徴収規則(以下「新規則」という。)第4条及び別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月以降の月分の徴収額について適用し、同月の前月以前の月分の徴収額については、従前の例による額とする。

3 この規則の施行の際現に入院中の者でこの規則による改正前の熊本県麻薬中毒者措置

- 入院費徴収規則の規定を適用するとした場合に施行日の属する月分の徴収額がないもの（新規則の規定により同月分の徴収額が生ずる者に限る。）の同月分の徴収額は、新規則及び前項の規定にかかわらず、従前の例による額とする。
- 4 新規則第5条第1号の規定は、施行日の属する月以降の月分の入院費の徴収について適用し、同月の前月以前の月分の入院費の徴収については、なお従前の例による。